

埼玉県私立学校振興資金融資の概要

(令和7年4月1日現在)

1 融資対象事業

融 資 対 象 事 業	学 種	利率
①地震等に対する安全性の向上を目的とした校（園）舎の改築又は修繕	全学種	1.4% (当初10年間は固定)
②その他の校（園）舎の新築・増築・改築又は修繕	全学種	1.4% (全期間固定)
③校（園）地の購入（造成を含む。）	全学種	上に同じ
④教育機器の購入	3年以上の高等課程を設置する高等専修学校	上に同じ
⑤調理室、食堂等の改修、調理器材等の購入	全学種	上に同じ
⑥耐震化促進特別融資	幼稚園	0.8% (当初10年間は固定)

①⑥の貸付期間は、15年以内（2年以内の据置期間含む。）

②③の貸付期間は、10年以内（2年以内の据置期間含む。）

④⑤の貸付期間は、5年以内（1年以内の据置期間含む。）

○ 震災対策事業（①）とするためには、基準（別紙参照）を満たす必要があります。

2 融資の限度額

下記の表によります。ただし、当該法人の正味資産の30%以内とします。

融資対象事業	学 種	対象事業費に対する割合	融資限度額
①地震等に対する安全性の向上を目的とした校（園）舎の改築又は修繕	高等学校等 〔中学校、小学校、 特別支援学校を含む。〕	70%以内	5億円
	幼稚園		1億円
	専修・各種学校		1億円
②その他の校（園）舎の新築・増築・改築又は修繕	高等学校等 〔中学校、小学校、 特別支援学校を含む。〕	70%以内	2億円
	幼稚園		8千万円
	専修・各種学校		1億円
③校（園）地の購入	全学種	50%以内	②と同額
④教育機器の購入	3年以上の高等課程を設置する 高等専修学校	50%以内	3千万円
⑤調理室、食堂等の改修、保冷库、調理器材等の購入	全学種	100%	3千万円 (ただし、50万円以上とする。)
⑥耐震化促進特別融資	幼稚園	100%	1億円

○ 埼玉県私立学校振興資金融資と併せて日本私立学校振興・共済事業団又は金融機関等から融資を受ける場合は、それらの融資額の合計は、上記対象事業費に対する割合を超えないものとする。

○ 国又は地方公共団体等の補助金を受ける場合に当たっては、対象事業費から補助金交付額を除いた事業費に対する割合とする。

3 融資上限額の計算例

- (1) 「② その他の校（園）舎の新築・増築・改築又は修繕」の事業区分で、総事業費1億5千万円の校（園）舎の改築を行う場合

$$\text{融資上限額} = \frac{\text{対象事業費}}{(1\text{億}5\text{千万円})} \times \frac{\text{対象事業費に対する割合}}{(70\%)} = \underline{1\text{億}5\text{百万円}}$$

- ・高等学校については、融資限度額2億円の範囲内であるので、1億5百万円が融資上限額となる。
- ・幼稚園及び専修各種学校については、融資限度額がそれぞれ8千万円、1億円となっているため、それぞれの融資限度額が融資上限額となる。

- (2) 総額1億円で、校（園）地の購入を行う場合

$$\text{融資上限額} = \frac{\text{対象事業費}}{(1\text{億円})} \times \frac{\text{対象事業費に対する割合}}{(50\%)} = \underline{5\text{千万円}}$$

- ・各学種とも融資限度額を下回っているため、5千万円が融資上限額となる。

- (3) 「① 地震等に対する安全性の向上を目的とした校（園）舎の改築又は修繕」の事業区分で、校（園）舎の改築を総事業費1億円でを行い、その他の行政・金融機関から助成等を受ける場合

【日本私立学校振興・共済事業団から5千万円借り入れる場合】

$$\text{融資上限額} = \frac{\text{対象事業費}}{(1\text{億円})} \times \frac{\text{対象事業費に対する割合}}{(70\%)} = 7\text{千万円}$$

- ・通常の融資上限額は7千万円であるが、日本私立学校振興・共済事業団から5千万円の借入れを行う場合は、私立学校振興資金融資の融資上限額は下記のとおりになる。

$$\text{融資上限額} = \frac{\text{計算式で求められた融資上限額}}{(7\text{千万円})} - \frac{\text{他機関からの融資額}}{(5\text{千万円})} = \underline{2\text{千万円}}$$

【国庫補助金1千万円が交付される場合】

- ①始めに対象事業費から、補助金額を減じる。

$$\text{対象事業費} = \frac{\text{通常の対象事業費}}{(1\text{億円})} - \frac{\text{国からの補助金}}{(1\text{千万円})} = 9\text{千万円}$$

- ②上記金額に、対象事業費に対する割合を乗じた下記金額が融資上限額となる。

$$\text{融資上限額} = \frac{\text{補助金額を減じた対象事業費}}{(9\text{千万円})} \times \frac{\text{対象事業費に対する割合}}{(70\%)} = \underline{6\text{千}3\text{百万円}}$$

注) 上記の計算例で、「融資限度額」とは制度上の融資額の上限を表し、「融資上限額」とは個々の融資事例において融資限度額や事業費割合を適用して算出した融資の上限額を表します。